

部活動に係る活動方針

鹿児島県立頴娃高等学校

～基本方針～

- ◎ 生徒が自主的、自発的にかつ健全に活動するよう教育的な配慮をし、保護者との連携を密に行うとともに、生徒の健康状態を十分把握し、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮し、事故の未然防止に努める。
- ◎ 生徒の人権に十分配慮するとともに、勝利至上主義や結果至上主義に陥ることなく、部活動の楽しさを味わわせることができるように心がける。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時、場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針をHPに掲載し、活動計画を生徒、保護者に公表する。
- (3) 部活動の顧問は、全職員で協力して担う。
- (4) 管理職は、部活動視察を定期的実施して(月に1回程度)各部活動の活動内容の把握に努める。
- (5) 生徒や部活動顧問の負担が過度な場合、当該顧問と実施して、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 運動部顧問は、生徒の心身の管理(スポーツ障害、外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む。)に努める。文化部顧問は、芸術文化等の活動に親しみ、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。
- (2) 校長や部活動顧問は、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に努める。
- (3) 校長や部活動顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 日々の活動に集中して取り組み、短時間でも内容の濃い活動を自発的・積極的に行える生徒の育成を図る。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は原則として週当たり2日以上(平日1日、週休日に1日)休養日を設ける。競技や活動特徴として、オフシーズンがある分野は年間を通して、週当たりの休養日が2日以上になるように計画する。
- (2) 長期休業中は、ある程度の連続した休養期間を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。

4 参加する大会、コンテスト等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会、コンテスト等を精査する。